

入札説明書

宮崎県畜産試験場が行う堆肥化施設において検知器連動による臭気低減装置製作業務委託に係る一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成30年12月7日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 堆肥化施設において検知器連動による臭気低減装置製作業務委託
- (2) 契約期間 契約の日から平成31年3月22日（金）まで

3 業務委託の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の「H-03化学工業薬品」に登録している者であること。
- (2) 公告の日から入札及び開札の日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。

5 入札参加資格を得るための申請方法

上記4の(1)に掲げる資格を有していない者で入札を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

- (1) 申請書類の入手・提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達担当

TEL 0985-26-7208

- (2) 申請の時期

平成30年12月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (3) 提出の方法

封筒の封皮に『平成31年1月15日開札 堆肥化施設のにおい検知器連動による臭気低減装置製作業務委託に係る入札参加資格申請書類在中』と朱書きし、直接もしくは送付により提出すること。

6 入札及び開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1の入札書（以下、「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札執行の場所及び日時
 - ア 場所 宮崎県畜産試験場川南支場 研修室
〒889-1301、児湯郡川南町大字川南21986、TEL 0983-27-0168
 - イ 日時 平成31年1月15日（火） 午前10時
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2の委任状を提出するとともに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）すること。
- (4) 入札書は封筒に入れて密封し、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。
ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期又は取り消す。

7 入札書の記載方法

- (1) 入札書に記載する金額は、別添仕様書に記載した委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札説明会及び入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明会は実施しない。入札説明書等に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付先

〒889-1301 児湯郡川南町大字川南21986

宮崎県畜産試験場川南支場 環境衛生科

TEL 0983-27-0168

FAX 0983-27-0153

(2) 質問の受付方法

平成31年1月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に書

面（FAX可）で受け付けるものとする。

(3) 回答の方法

質問者に書面（FAX）で回答するとともに、県ホームページで随時公表する。なお、回答書は発注機関においても閲覧できるものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の作成

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。
- (3) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記9の(2)のア、イいずれかを確認する書類を、落札決定の日から起算して7日以内に提出すること。